

美杉地域お助けタクシー運営協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、美杉地域お助けタクシー運営協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を津市美杉町八知5533番地八知歯科内に置く。

(目的)

第2条 住民自らが安全な輸送サービスを提供することにより、地域住民の日常生活をはじめ観光客等の来訪者が目的を達するために必要とする鉄道や路線バスが対応していない移動手段を確保することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 美杉地域お助けタクシーの運行及び運営に関する事
- (2) 美杉地域における地域公共交通に係る課題の把握に関する事
- (3) 行政等との協働に関する事
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業に関する事

第2章 会員

(会員)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同し、協議会の活動を推進する個人及び団体をもって組織する。

(入会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長あてに提出し、会長の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第7条 会員が次に掲げる各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約の定めに違反したとき
- (2) この協議会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第3章 役員

(役員)

第8条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

(役員の選任)

第9条 会長は、総会において、会員の中から互選により選出する。

2 副会長、会計及び監事は、会員の中から会長が指名する。

3 監事は他の役員と相互に兼ねることはできない。

4 役員は、道路運送法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを要件とする。

(役員の職務)

第10条 会長は協議会を代表し、協議会の運営を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中において役員が交代した場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は退任後においても、後任者に事務を引き継ぐまでは、その職務を行うものとする。

第4章 会議

(会議)

第12条 協議会の会議は総会、役員会とする。

2 会長は必要と認めたときは、各会議に会員以外の者を出席させることができる。ただし、議決権は有しない。

(総会)

第13条 協議会の総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、毎年1回、通常総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は会長が招集する。

4 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

5 総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 総会の議長は、会長が務める。ただし、会長が欠席の場合は、副会長が議長を務める。

7 総会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事
- (2) 事業報告及び決算に関する事

- (3) 役員の選任に関する事
 - (4) 規約の改廃に関する事
 - (5) その他、協議会の運営に関する重要事項に関する事
- (役員会)

第14条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会の議長は、会長が務める。ただし、会長が欠席の場合は、副会長が議長を務める。
- 4 役員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない協議会の執行に関する事項

第5章 会計

(会計)

第15条 協議会の経費は、運送の対価及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会計監査

(監査及び報告)

第16条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第7章 その他

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は令和3年5月1日から適用する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、選任された日から令和5年3月31日までとする。
- 3 協議会設立時の会計年度は、第15条第2項の規定にかかわらず、施行の日から令和4年3月31日までとする。